

長岡京市生活助成金

生活助成金は、市民税非課税対象世帯に対し、水道料、し尿手数料又は公共下水道料の一部を助成することで、日常生活上の経費の軽減をはかり、もって各世帯の福祉の向上に寄与することを目的としています。

対象世帯

◆令和 7 年度市民税非課税世帯で、世帯の中に上下水道料金又はし尿処理手数料の契約者が含まれる以下の世帯

- ① 20 歳未満の子どものいるひとり親世帯
- ② 身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A 所持者の属する世帯
- ③ 身体障害者手帳 3 級と療育手帳 B の重複障がい者の属する世帯
- ④ 精神保健福祉手帳 1 級・2 級所持者の属する世帯

※①～④に該当される方でも、生活保護世帯又は病院や老健施設に継続して 1 年以上入院中の方、および施設入所者は対象になりません。

助成金額

◆年額 12,744 円（月額 1,062 円）

*10 月末と翌年の 4 月末の年 2 回 ご指定の口座に振り込みます。

申請方法

◆窓口 障がい福祉課

◆生活助成金交付申請書、承諾書に上下水道料金等に係る必要書類の写しを付して提出してください。

必要なもの

◆振込先のわかるもの（通帳など）

◆上下水道料金又はし尿処理手数料の領収書、請求書（使用量のお知らせ）など契約者（支払者）氏名が確認できるもの

令和 7 年度は、7 月 1 日から受付します。

◆生活助成金は毎年申請が必要です。

◆7 月に申請された方は、4 月分から支給されますが、8 月以降に申請された方は、申請月以降分が対象になりますのでご注意ください。

◆7 月 1 日号の広報長岡京でお知らせします。

